

令和5年第8回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年8月7日（月）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館北会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	役職	
東部地区	古市	松永 年實	○				
		麻 隆司	×				
		笹本 育司	○				
					松本 武博	○	
	西浦	塩田 勝則	○				
		高橋 寛	×				
		井口 優	○				
					辻本 弘吉	○	
	駒ヶ谷	堀内 利弘	○				副会長
		植野 純央	○				
		吉田 隆美	○				
					吉田 繁	○	
西部地区	埴生	高岡 直吉	○			副会長	
					尼丁 正寄	○	
	高鷲	奥野 晋也	○				会長
		松本 忠久	○				
	丹比	大谷 章	○				
		小池 良夫	×				
					大谷 憲央	○	

出席委員 (農業委員 11名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 3名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉崎弘樹 吉村直樹

案 件

報告第15号	農地法第18条第6の規定による通知について	1件
報告第16号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	2件
報告第17号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	3件
報告第18号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1件
議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第23号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件
議案第24号	農用地利用集積等促進計画(案)承認について	2件
議案第25号	基盤法改正及び大阪府基本方針の変更に伴う羽曳野市基本構想の見直しについて	

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 13 : 55】

事務局 皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年第8回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。

奥野会長 皆さん暑い中今日は台風の影響で若干ましですけど、ご参集いただきましてありがとうございます。
落ち着いたのかなと思った新型コロナですが、最近また感染拡大が見られるようで、特に大阪府下の中でも南河内の方で感染が広がっているようですので、十分ご留意していただきたいと思います。
そして、また暑さが続いておまして、国連事務総長は講演で「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警告しております。まだまだ非常に厳しい夏が続くと思いますがコロナ対策同様にお体に十分留意されて農業活動、委員活動に精励してもらいたいと思います。
今日は、新しい委員体制になって初めての定例会となりますので、最後までご審議の方よろしくお願ひ申し上げたいと思います。
そして、会議終了後に委員会研修ということで、1時間ほど大阪府農業会議の中島様より講習をいただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

事務局 それでは、令和5年第8回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
初めに、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について古市地区1件です。
次に、報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について高鷲地区2件です。
次に、報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について古市地区1件、西浦地区1件、埴生地区1件の計3件です。
次に、報告第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について高鷲地区1件です。
次に、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について西浦地区1件、駒ヶ谷地区1件の計2件です。

次に、議案第 23 号相続税の納税猶予に関する適格者証明について
埴生地区 1 件です。

次に、議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について
駒ヶ谷地区 1 件、古市地区 1 件の計 2 件です。

最後に、議案第 25 号 基盤法改正及び大阪府基本方針の変更に伴う羽曳野
市基本構想の見直しについて

以上 本日ご審議いただきます案件については
報告案件が 7 件、議案案件が 6 件の合計 13 件となります。

なお、本日欠席の委員は、
古市地区の麻委員、西浦地区の高橋委員、丹比地区の小池委員 です。

それでは議長、ご審議の程よろしく申し上げます。

奥野議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。
それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただ
くことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

奥野議長 それでは、本日の議事録署名委員を西浦地区の塩田委員さんと駒ヶ谷地区
の吉田隆美委員さんをお願いします。よろしく申し上げます。
報告第 15 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局から
説明をお願いします。

事務局 報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、ご説明さ
せていただきます。
これは、小作契約を合意の上、解約した旨、農業委員会に通知するものです。
地図① 18 条通知をご参照ください。
地区名は、古市地区です。
所在地 誉田六丁目 7 18 番 2 地目は、田 面積は、231 m²
貸し手、借り手につきましては議案書のとおりです。
解約目的は、農地転用の為 です。
現地確認委員は、京谷前委員です。
現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでし
たのでご報告いたします。
説明は以上です。よろしくお願いたします。

奥野議長 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、地元委員さんから異議
がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、
他の委員さん承認願います。

奥野議長 それでは報告第 16 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出につ
いて、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 農地法第4条、第4条第1項第8号の届出について、2件続けて説明させていただきます。
- この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。
- 農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。
- 1件目です。地図②4条届出をご参照ください。
- 地区名は、高鷲地区です。
- 対象所在地は、南恵我之荘八丁目37番1 地目は、田 面積は、6.61㎡となります。
- 届出人につきましては、議案書のとおりです。転用目的は、居宅です。
- 現地確認委員は、内本前委員です。
- 2件目です。 地図③4条届をご参照ください。
- 地区名は、高鷲地区です。
- 対象所在地は、南恵我之荘五丁目320番2 地目は、田 面積は、317㎡です。
- 届出人は、議案書のとおりとなっております。転用目的は、宅地です。
- 現地確認委員は、内本前委員です。
- なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。
- 現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。
- 説明は以上です。よろしくお願いいいたします。
- 奥野議長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
- 地区委員さん、他の委員さん承認願います。
- 奥野議長 続きまして、報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第5条第1項第7号の届出について、3件続けてご説明させていただきます。
- この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。
- 1件目です。地図④5条届出をご参照ください。
- 地区名は、古市地区です。
- 対象農地は、誉田六丁目718番2 地目は、田 面積は、231㎡
- 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
- 転用目的は、露天駐車場です。
- 現地確認委員は、京谷前委員です。
- 2件目です。地図⑤5条届出をご参照ください。
- 地区名は、西浦地区です。

申請地は、東阪田473番 地目は、田 面積は、1,539㎡
広瀬15番 地目は、田 面積は、338㎡
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
転用目的は、分譲住宅用地です。
現地確認委員は、塩田委員です。

3件目です。地図⑥5条届出をご参照ください。
地区名は、埴生地区です。
申請地は、伊賀五丁目41番1 地目は、田 面積は、796㎡
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
転用目的は、クリニックの建設のためです。
現地確認委員さんは、高岡副会長です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」
第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、
本議案の受理については問題ありません。
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議がありませんで
したので報告いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

奥野議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、地元委員さんから
異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
地区委員さん、他の委員さん承認願います。

奥野議長 続きまして、報告第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて事務局から説明をお願いします。

事務局 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご説明
させていただきます。
これは、生産緑地を除外したいという意向のもと、生産緑地法第10条の
規定に基づく買取り申出を行うことを目的に、「農業の主たる従事者」であ
ったことの証明を行うものです。

地図「⑦従事者証明」をご参照ください。
地区名は、高鷲地区です。
買取り申出生産緑地は、高鷲八丁目26番1 地目は 田
面積は628㎡
申出をする者
買取り申出事由の生じた者
買取り申出事由は、議案書のとおりです。
事由が生じた日は、令和4年8月14日です。
現地確認委員は 奥野会長です。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんで
したのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

- 奥野議長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。
- 奥野議長 続きまして、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明させていただきます。
本件は、農地の所有権移転を行うものです。
1件目です。
地図の⑧「3条許可」をご参照ください
地区名は、西浦地区
申請地は、西浦三丁目1906番 地目は、田 面積は、1,305㎡
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
譲受人は農作業歴が4年以上あり、周辺の農業作業の方から手ほどきを受けて、推薦書もつけていただき、実績の方につきましては、今後も農作業をしていくについて問題ないと認識しております。
また、機具につきましても、耕すための耕運機、その他軽トラ等農機具の方も、所有されており常時農作業をしている形跡が見受けられましたので、委員さんと現地確認の上問題ないと思ひます。
2件目です。
地図の⑨「3条許可」をご参照ください
地区名は、駒ヶ谷地区
申請地は、飛鳥73番3 地目は、田 面積は、86㎡
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
申請地につきましては、現状が土でできた農業用の進入路になっておりまして、今回の申請地の東隣りに譲渡人の田があり、その進入路として機能してございました。その東隣りの譲渡人の土地に新しく進入路が確保されましたので、既存の進入路が不要になったということで、そこを買いたいということになって譲り受けるということになりました。
営農につきましては土の農業用進入路となりますので、問題はないと思ひます。
譲受人は従来、数十年農業をされておひまして、農作業につきましては引き続き積極的にされると認識しておひます。
- 奥野議長 それでは、1件目の西浦地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。
- 地元委員 7月24日、現場確認に事務局と行ってきました。
現状はナスとかキュウリ、ミニトマトなど耕作されていて、できた分は自宅の前で販売されているそうです。後ほど耕作面積を増やして、息子さん

も今後農業続けていかれるので、草だらけになることはないと思います。
以上です。

奥野議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、1件目の西浦地区の農地法第3条の許可申請について、原案どおり可決決定いたします。

奥野議長 2件目の駒ヶ谷地区 農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 8月2日に確認に行ってみりました。73番3で86㎡、幅が3mで約90mぐらいで、先程説明がありましたように耕作出来るのでこれについては、何の問題ないと思います。

奥野議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、原案どおり可決決定いたします。

奥野議長 つづきまして、議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第23号相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてご説明します。
これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明となります。
地図⑩「納税猶予適格者証明」をご参照ください
地区名は、埴生地区です。
被相続人、相続人は議案書のとおりです。
相続開始年月日は、令和4年10月22日
適用農地は、野々上三丁目30番 地目は、田 面積は、558㎡

現地調査しましたところ、現地は、畝立てされており、農作物を作付けされており、適正に管理されている状況が見受けられておりました。
今回の委員さんと同行して現地の方確認しております。
相続人の方は、先代の方と農業の手伝いながら実績を重ねて、機材等引き継いで、今後も農作業をしていく体制につきましては問題ないと判断しております。
説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

奥野議長 埴生地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 異議なし。

奥野議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、埴生地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明については原案どおり可決決定いたします。

奥野議長 議案第24号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明いたします。
農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。
1件目です。地図⑩「利用集積」をご参照ください
地区名は 駒ヶ谷地区
申請地は 飛鳥133番1 地目は、田 面積は、857㎡
利用権の設定をする者（所有者等）、利用権の設定を受ける者（転借人）は議案書のとおりです。
利用権の設定を行う者（農地中間管理機構）は一般財団法人 大阪府みどり公社です。
借り手は、大阪府立環境農林水産研究所農業大学校にて座学・実習、NPO法人太子町ぶどう塾にて実習を受講されています。
農機具につきましては、軽トラック、草刈機等を所有されており、動力噴霧器を購入予定です。
市長部局の農とみどり推進課からも問題が無い旨、報告がありました。

設定する利用権は、賃借権となります。
貸付期間は 令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間となっています。

続けて、2件目

地図⑫「利用集積」をご参照ください

地区名は 古市地区

申請地は 碓井二丁目443番 地目は、畑 面積は、958㎡

利用権の設定をする者（所有者等）、利用権の設定を受ける者（転借人）は議案書のとおりです。

利用権の設定を行う者（農地中間管理機構）は一般財団法人 大阪府みどり公社

この案件につきましては、賃借権の再設定を行うもので、貸し手、借り手、農地中間管理機構との権利設定期間が同時に満了し、同一の者が同一条件で再度貸借を行うものです。

市長部局の農とみどり推進課からも問題が無い旨、報告がありました。

貸付期間は 令和5年10月1日から令和10年8月1日までの5年間となっています。

説明としては以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

奥野議長 それでは、1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 8月2日に確認に行ってみりました。元々は、ここはぶどうを作っておられまして、廃業され3年ほど遊休地となっていて、今回このような制度を使って遊休地が解消出来て大変いいのではないかと思います。以上です。

奥野議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。

奥野議長 2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 8月1日に現地に確認に行ってみりました。今回は、前回新規契約からの3年目の契約更新ということで、現在は何も植わっておりませんが、9

月以降、ニンジンとか玉ねぎとか栽培する予定で、何ら問題はないと思います。

奥野議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

奥野議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。

奥野議長 議案第25号 基盤法改正及び大阪府基本方針の変更に伴う羽曳野市基本構想の見直しについて事務局より説明をお願いします。

事務局 今回25号の議案については農業者の経営管理の合理化を目的とした農業経営基盤強化促進法が改正されたため、本市の基本構想も変更することとなりました。

本市の基本構想を変更するには農業経営基盤強化促進法第6条第4項及び同法律施行規則第2条に基づき農業委員会と農業協同組合に意見を聞くこととなっておりますので農業委員会に意見聴取を行うものです。

こちらの農業経営基盤強化促進基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、今後、本市で育成していこうとする担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構想の目標を明らかにするとともに、その目標の実現にむけて実施していく事項等を定めた総合的な計画であって、農業委員の活動との関連性は低いものです。

こちらの基本構想は概ね5年ごとに今後10年間の農業の計画について変更していき、基本構想に基づいて、認定農業者・認定新規就農者の認定を行っています。

変更の概要については別紙「変更の概要」のとおりです。

1. 基盤法改正に伴い、以下の項目を新たに追加及び修正しました。

基本構想は農業経営基盤強化促進法第6条第2項に掲げられている事項を定めないといけないため事項の追加と修正を行いました。

この度新しく修正しました、第4項の事項については基本構想原案9ページ、第5項については基本構想原案11ページ、第6項の1については11ページに内容を記載しております。

次に、基盤法改正に伴い、以下の項目を削除及び整理しました。

第6項については組み込む内容が一つではなく、イ、ロ、ハ、ニと項目が複数あります。

法律の改正前はイ、ロ、ハ、ニ、ホと項目が5つありまして、今回の改正でイ、ロ、ハ、ニとなっておりますから項目が一つ減る形となります。

第6項目①については、改正前は従来大阪府みどり公社主体で行っていましたが「利用権設定」に関する項目があったのですが、事務手続きが変更になったため削除しており、また農地利用集積円滑化事業も既に廃止された事業であるため削除しております。

加えて基本構想内にある、「農地利用集積円滑化事業に関する事項」及び「農地利用集積円滑化事業」の文言を全て削除しました。

最後に今回新設しました第4項「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」については、変更前にあります「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を推進する事業」及び「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」は新設の内容と重複するため削除しました。

事務局からの説明は以上になります。

この内容に異議があるかご審議をお願いいたします。

奥野議長 基盤法改正及び大阪府基本方針の変更に伴う羽曳野市基本構想の見直しについて委員の皆様いかがですか。

奥野議長 異議がないようですので、基盤法改正及び大阪府基本方針の変更に伴う羽曳野市基本構想については原案どおり見直しいたします。

奥野議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。
事務局からその他連絡事項を、お願いします。

(事務局からの連絡)

奥野議長 これで定例会を閉会させていただきます。

【閉会 14 : 50】